

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子3名）について、①仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約3か月間、未就学の子3名を連れて苦勞の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子3名に対し、一時金として、それぞれ10万円の精神的損害の賠償が認められるとともに、②原発事故前は上記実家の両親が実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成23年3月から平成30年3月まで月額3000円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和5年9月22日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金16万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月27日

（仲介委員 秋定 和宏）

自主的避難等対象区域(子供・妊婦以外)

(別紙)

申立人 X1について 令和〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	一部和解金額	備考
自主的避難等に係る損害	2011 年 3 月 11 日～ 2011 年 12 月 31 日	80,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 (精神的損害等に対する賠償＋生活費 増加費用等に対する賠償):20 万円 以下、①、②既払い分は控除 ①中間指針追補で示された金額 (精神的損害等に対する賠償＋生活費 増加費用等に対する賠償) :8 万円 ②2012 年 12 月 5 日公表の自主的避難 等に係る追加賠償で示した金額(追加 的費用等に対する賠償) :4 万円
福島県県南地域または宮城県丸森町における自主的避難等に係る損害			
自主的除染に係る費用の賠償			
その他			
	一部和解合計額	80,000 円	

支払額	80,000 円
-----	----------

自主的避難等対象区域(子供・妊婦以外)

(別紙)

申立人 X2について 令和〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	一部和解金額	備考
自主的避難等に係る損害	2011 年 3 月 11 日～ 2011 年 12 月 31 日	80,000 円	中間指針第五次追補で示された金額 (精神的損害等に対する賠償＋生活 費増加費用等に対する賠償):20 万円 以下、①、②既払い分は控除 ①中間指針追補で示された金額 (精神的損害等に対する賠償＋生活 費増加費用等に対する賠償) :8 万円 ②2012 年 12 月 5 日公表の自主的避 難等に係る追加賠償で示した金額(追 加的費用等に対する賠償) :4 万円
福島県県南地域また は宮城県丸森町にお ける自主的避難等に 係る損害			
自主的除染に係る費 用の賠償			
その他			
	一部和解合計額	80,000 円	

支払額	80,000 円
-----	----------

自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子3名）について、①仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約3か月間、未就学の子3名を連れて苦勞の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子3名に対し、一時金として、それぞれ10万円の精神的損害の賠償が認められるとともに、②原発事故前は上記実家の両親が実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成23年3月から平成30年3月まで月額3000円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア	精神的損害（一時金）
	イ	自家消費米
	ウ	自主的避難等に係る損害
期間		上記損害項目イについて
		平成23年3月11日から平成30年3月31日まで
		上記損害項目ウについて
		平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金815,000円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア	精神的損害（一時金）	400,000円
イ	自家消費米	255,000円
ウ	自主的避難等に係る損害	160,000円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し前項の金員のうち、ウにつき令和5年10月27日付け和解契約書（一部）に基づき金160,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年8月22日

（仲介委員 秋定 和宏）